

令和7年度  
事業計画

社会福祉法人千曲市社会福祉協議会

# 令和7年度 社会福祉法人千曲市社会福祉協議会事業計画

福祉を取り巻く環境は常に変化しており、人口減少社会の進展、感染症の長期的影響や物価高騰等により、社会的孤立や経済的困窮など地域生活課題は複合化・複雑化・深刻化しています。

こうした状況に対応していくため、「支え手」「受け手」という従来の関係を超え、誰もが地域でつながり、支え合う「地域共生社会の実現」に向けた取り組みを進めています。

それぞれの地域に合わせた福祉活動やボランティア活動、ご近所の支え合い・助け合い等の地域づくり活動支援に取り組むとともに、成年後見制度の相談支援をはじめ、介護予防事業、放課後健全育成事業等、当会ならではの活動を邁進します。

また、「誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりの推進」を使命として、民生児童委員協議会等の社会資源とのネットワークや社協支部との連携を図り、住民同士のつながりをもって、福祉あふれる地域づくりを進めていきます。

## 1 住民主体による地域福祉活動への支援

住民自らが主体性を持って地域の課題を把握し、その解決のための手段を協働で考え支援するとともに第三次地域福祉活動計画を推進します。

- (1) 支え合いの仕組み「地域支え合い事業“つなぐ”」の充実を図ります。
- (2) 生活支援コーディネーターと社協支部が連携し、地域の福祉ニーズに基づく取り組みを行います。
- (3) 成年後見制度の中核機関として、その利用促進や啓発、適切な法人後見人業務の推進に努めます。
- (4) 高齢者相談、生活就労相談の充実を図るとともに、地域と連携し高齢者や生活困窮者など社会との関わりに不安を抱える方やその家族の自立の支援に努めます。
- (5) フードドライブや子ども食堂といった、食を通じた支え合い活動への住民の関心・参加を一層高めていきます。

## 2 高齢者・障がい者への介護等サービス事業や児童館の意義ある経営

高齢者・障がい者等が生きがいを感じられるような福祉サービスの展開を図ります。

- (1) 的確なケアマネジメントを実施し、利用者の生活向上に努めます。
- (2) 各事業所は、高齢者や障がい者等が、地域で安心して自立した生活が送れるよう適切な福祉サービスの提供と、安心できる居場所の提供に努めます。
- (3) 介護保険事業の適正な経営に努めます。
- (4) 児童館の運営を通して子育てサロンの支援や共働き世代への支援に努めます。

## 3 社協基盤の強化と働き方改革等への取り組み

社協の基盤を強化して、地域福祉を推進する中核的役割を果たします。

- (1) 経営基盤の安定と強化を図るため、組織の在り方、職員の働き方改革に取り組めます。
- (2) 人材育成方針、キャリアアップ制度による職員の資質向上を図ります。
- (3) 感染症予防対策を徹底し、職場の衛生環境を整備します。
- (4) 自然災害等による影響を考慮した事業継続の推進を図ります。(BCP事業継続計画)

## 主要事業

<b>1. 法人運営事業</b>	<p>事業規模の組織体制を構築し管理運営に努めます。</p> <p>(1) 組織基盤の強化 組織の統治機能（理事会、評議員会、監査等）をはじめ、事務局体制を整備し、業務内容の見直しや内部統制の機能を高めていきます。</p> <p>(2) 働きやすく、やりがいの感じられる職場づくり 労働環境を整え働きやすい職場づくりに努め、さらに、当会の使命・理念に沿って自ら考え、行動できる職員の育成を図ります。</p> <p>(3) 会員の増加 社協支部と連携し、会員の維持、拡充を図ります。</p> <p>(4) 広報・情報の提供 広報誌「社協だより」、ホームページの充実を図るとともに、報道機関やSNSを活用し、情報発信に努めます。</p> <p>(5) 各種基金等の運用 目的にあった積立金の適正な運用を図ります。</p> <p>(6) 苦情解決事業 第三者委員を設置し、当会の福祉サービス及び事業に対する要望や意見等を真摯に受け止め、住民サービスの向上と適正化に努めます。</p>
<b>2. 受託事業</b>	<p>千曲市から委託を受け次の事業を推進します。</p> <p>(1) 戸倉地域福祉センターの適切な管理 地域福祉の拠点として施設の適切な管理を行います。</p> <p>(2) 戸倉・更級・五加老人コミュニティセンター事業 高齢者のコミュニティづくりを推進するため、児童館と併せて管理経営を行います。</p> <p>(3) 更埴川東・戸倉上山田地域包括支援センター事業 高齢者が住み慣れた地域でその人らしく暮らせるために、保健・医療・介護・福祉の総合相談窓口となり、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職がチームとして問題解決を図り、包括的に支援します。</p> <p>(4) 千曲坂城シニア大学運営・シニアクラブ支援事業 高齢者に対し、学習機会の提供や仲間づくりの支援を行います。</p> <p>(5) 家族介護者支援交流事業 家族介護者が交流する場を設け、日頃の介護による疲れを癒すための支援をします。</p> <p>(6) 成年後見制度の中核機関運営事業 成年後見制度の利用促進のため、中核機関として機能を果たし、制度の利用拡大や普及啓発に努めます。</p> <p>(7) まいさぼ千曲運営事業（生活困窮者自立相談支援事業） 就労への対応や経済的な課題、社会的孤立等深刻な生活課題を抱える生活困窮者の相談に応じて、生活改善の支援を行います。</p>

	<p>また、住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談を行います。</p> <p>(8) 生活支援体制整備事業</p> <p>単身や夫婦のみの高齢者世帯等が増加する中、市と連携し、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加を推進します。</p>
<p><b>3. 地域福祉推進事業</b></p>	<p>地域福祉活動計画をもとに、“誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり”を推進するため、次の事業を実施します。</p> <p>(1) 移送自動車・車椅子貸与事業</p> <p>障がい・要介護・けが等により歩行困難な方の外出及び社会参加を支援します。</p> <p>(2) 日常生活自立支援事業</p> <p>判断能力が不十分な高齢者等が、地域で安心して自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用を援助します。</p> <p>(3) 生活福祉資金事業</p> <p>長野県社協から委託を受け生活困窮世帯に対し、生活の安定と自立更生を目的とした資金の貸付をします。また、新型コロナウイルス感染症対策事業の特例貸付の償還者に対し適切な償還と生活の相談を行います。</p> <p>(4) 地域福祉活動計画（令和3年度～8年度）の推進 〈1年延長〉</p> <p>第三次地域福祉活動計画に基づいた活動を展開します。</p> <p>(5) 善意銀行の給付事業</p> <p>火災や水害等の被災者、生活困窮者に対し見舞金の給付や、預託物品の払い出しを行います。</p> <p>(6) 金銭管理・財産保全サービス事業</p> <p>高齢者や身体障がい者等、身体上の理由により日常生活において自らの財産管理や保全が困難な方に対し、金銭管理の支援を行います。</p> <p>(7) 相談事業（心配ごと・法律・結婚）</p> <p>各相談所を定期的に開設し、様々な相談ごとや悩みに対して、住民に寄り添った支援を行います。</p> <p>(8) 助けあい資金貸付事業（上限5万円）</p> <p>一時的な生活困窮者に対し、小口の資金を無利子で適切な貸付をすることにより生活の安定を図ります。</p> <p>(9) ボランティア活動の推進</p> <p>様々な活動の紹介や取組みについて分かりやすい情報の発信に努め、運営委員を主導とした事業の展開を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民団体の主催する福祉イベントへの支援</li> <li>・学校や職場へ出向き、ボランティア事業や福祉教育の発信をします。</li> <li>・地域支え合い事業「つなぐ」の拡充を図ります。</li> </ul> <p>(10) 特定相談支援事業</p> <p>障がい者が自立した社会生活を営むことができるよう、福祉サービス等の利用計画の作成を行います。</p>

	<p>(11) 法人後見事業 判断能力が十分でない方々への権利擁護のため、法人後見事業補助や相談支援を積極的に行います。</p> <p>(12) 社会福祉大会の開催 福祉活動に永年尽力された方等への表彰と講演等により地域福祉の意識啓発を図ります。〈11月12日(水) 戸倉創造館〉</p>
<p><b>4. 共同募金配分金事業</b></p>	<p>共同募金配分金により次の事業を実施します。</p> <p>(1) 高齢者福祉活動 シニアクラブ連合会活動や社協支部の高齢者の集いへの助成及びふれあい訪問事業を実施します。</p> <p>(2) 障がい児・者福祉活動 身体障害者福祉協会等の福祉団体の活動に対して助成します。</p> <p>(3) 児童・青少年福祉活動 福祉教育・福祉体験事業、子育て支援事業、学校や児童館、地域で行われている事業に対して助成します。</p> <p>(4) 住民全般福祉活動（福祉育成・援護・組織化活動） 広報紙やホームページを活用し、今後求められる地域活動やボランティア活動等を発信し、地域福祉の意識啓発を図ります。社協支部、ふれあい・いきいきサロン、各種福祉団体等の活動に対して助成します。</p>
<p><b>5. 児童館・児童センター事業</b></p>	<p>市の指定管理（5年間 令和3年度～令和7年度）を受け、児童の育成や子育て支援ため安心・安全なサービスの提供ができるよう児童館・児童センター（9か所）の管理経営を行います。</p> <p>また、今年度が指定管理期間の最終年度となります。次期指定管理に向けての対応を研究・協議していきます。</p>
<p><b>6. 介護保険等事業</b></p>	<p>介護保険事業者、障害者総合支援法のサービス提供事業者として、利用者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう地域に根差した質の高いサービスを提供します。</p> <p>(1) 居宅介護支援事業 介護支援専門員（ケアマネジャー）が、要支援、要介護認定者に対し、適切なサービスが利用できるよう居宅サービス計画を作成します。</p> <p>(2) 訪問介護事業 ヘルパーが、要支援、要介護認定者宅を訪問し、食事、排せつ、入浴等の介護、清掃や調理等の生活援助、日常生活上の支援を行います。</p> <p>(3) 障がい者介護事業（自立支援） 障がい認定者に対し、食事、排せつ、入浴等の介護、清掃や調理等の生活援助等、ヘルパーが訪問し日常生活上の支援を行います。</p> <p>(4) デイサービス事業（更埴・戸上デイサービスセンター） 要支援、要介護高齢者の在宅生活の支援として、入浴、排せつ、食事等の介護、個別機能訓練、レクリエーション、日常生活上の相談等の支援を行います。</p>

<p><b>7. 就労支援事業</b></p>	<p>チューリップの家運営事業（就労継続支援事業B型事業所運営）</p> <p>一般就労することが困難な障がい者に、自立と社会経済活動への参加を推進するために、就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労への移行に必要な支援を行います。</p>
<p><b>8. 社協支部・福祉団体への支援、協力</b></p>	<p>当事者団体の高齢化や人員不足の問題は、団体の存続問題にもなっています。当事者団体が活発に活動できる土台づくりと、当事者団体事業への協力をを行います。</p> <p>(1) 社会福祉協議会支部活動との連携・協働</p> <p>社協支部と連携して地域にある課題を捉え、その解決に向けた各種活動への支援や協働での活動を展開します。</p> <p>小地域ネットワーク活動（いきいきサロン・コミュニティカフェサロン・オレンジカフェサロン）の強化を図ります。</p> <p>近隣同士の支え合い活動を進め、孤立感の解消や日頃の見守り活動を通し、災害時のネットワークの構築を図ります。</p> <p>(2) 千曲市共同募金委員会</p> <p>地域福祉の推進と福祉コミュニティの形成のため、赤い羽根共同募金運動に取り組めます。また、災害救済事業として、被災者支援のための義援金募集や、災害時のボランティア活動への資金支援を行います。</p> <p>(3) 千曲市身体障害者福祉協会</p> <p>団体の活動を支援します。</p> <p>(4) 千曲市遺族会</p> <p>団体の活動を支援します。</p>